

平成 29 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 29 年 2 月 17 日 開会
平成 29 年 2 月 17 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(2 月 17 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○議案第 1 号の上程、説明、採決、討論、採決	4
○議案第 2 号の上程、説明、採決、討論、採決	9
○議案第 3 号の上程、説明、採決、討論、採決	12
○議案第 4 号の上程、説明、採決、討論、採決	13
○議案第 5 号の上程、説明、採決、討論、採決	15
○議案第 6 号の上程、説明、採決、討論、採決	16
○議決事件の条項、字句等の整理	21
○連合長退任あいさつ	21
○閉会	21
○会議録署名	22

平成 29 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 29 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 2 月 10 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 内藤 久夫

- 1 期日 平成 29 年 2 月 17 日(金)午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(25 名)

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 番 荻原隆宏 君 | 2 番 奥脇和一 君 | 3 番 谷垣喜一 君 |
| 4 番 吉田昭男 君 | 6 番 高添秀明 君 | 7 番 中込恵子 君 |
| 8 番 岡野 淳 君 | 9 番 樋泉明広 君 | 10 番 武川則幸 君 |
| 11 番 久嶋成美 君 | 12 番 川口信子 君 | 13 番 田中輝美 君 |
| 14 番 内藤 優 君 | 16 番 河井 淳 君 | 17 番 望月藤一 君 |
| 18 番 秋山 勇 君 | 19 番 中澤康夫 君 | 20 番 佐藤一仁 君 |
| 21 番 中村常実 君 | 22 番 後藤和雄 君 | 23 番 高村富三人 君 |
| 24 番 渡邊政司 君 | 25 番 高山泰治 君 | 26 番 加藤和秀幸 君 |
| 27 番 白木昭一 君 | | |

不応招議員(2 名)

- | | |
|------------|-------------|
| 5 番 奥脇一夫 君 | 15 番 近藤文男 君 |
|------------|-------------|

平成 29 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 29 年 2 月 17 日(金)午後 2 時 50 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する
条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 号 平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
一般会計補正予算(第 2 号)

日程第 8 議案第 4 号 平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 9 議案第 5 号 平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 10 議案第 6 号 平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 10 まで議事日程に同じ

出席議員(25 名)

1 番 荻原隆宏 君	2 番 奥脇和一 君	3 番 谷垣喜一 君
4 番 吉田昭男 君	6 番 高添秀明 君	7 番 中込恵子 君
8 番 岡野 淳 君	9 番 樋泉明広 君	10 番 武川則幸 君
11 番 久嶋成美 君	12 番 川口信子 君	13 番 田中輝美 君
14 番 内藤 優 君	16 番 河井 淳 君	17 番 望月藤一 君
18 番 秋山 勇 君	19 番 中澤康夫 君	20 番 佐藤一仁 君
21 番 中村常実 君	22 番 後藤和雄 君	23 番 高村富三人 君
24 番 渡邊政司 君	25 番 高山泰治 君	26 番 加藤和秀幸 君
27 番 白木昭一 君		

欠席議員(2 名)

5 番 奥脇一夫 君 15 番 近藤文男 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 内藤久夫 君	副広域連合長 志村学 君	事務局長 坂本敏己 君
事務局次長 飯室隆人 君	業務課長 鈴木享 君	会計管理者 渡辺小一 君

業務課資格管理担当リーダー 清水剛 君 業務課庶務担当リーダー 渡辺光夫 君
業務課給付担当リーダー 長倉直樹 君

事務局職員出席者

書記長 金子智奈美 書記 西野早紀 書記 岩田茂樹

【開 会】

開会 午後 2 時 50 分

○事務局(金子智奈美君) それでは、ご起立下さい。相互に礼。ご着席下さい。
●議長(谷垣喜一君) ただいまから、平成 29 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合
議会定例会を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 25 人でござ
います。よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますの
で、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(谷垣喜一君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
日程に入る前に、ご報告申し上げます。5 番奥脇一夫君、15 番近藤文男君より欠席
の届けがありました。
次に、地方自治法第 235 条の 2、第 3 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出
納検査の報告は、お手元に配布のとおりです。
議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の
出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(谷垣喜一君) ここで、内藤広域連合長から発言の申し出がありますので、これ
を許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 広域連合長。
○広域連合長(内藤久夫君) 皆さん、こんにちは。議員の皆様におかれましては、ご多
忙にもかかわらず、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 29 年第 1 回定例会を開催する
に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。
さて、少子高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大に対応するため、政府による持
続可能な社会保障制度の確立に向けた改革が進められております。
後期高齢者医療制度におきましても、世代間の負担の公平性や、負担能力に応じた負
担の観点から、医療費や保険料の負担が見直されるとともに、高齢者の特性を踏まえた
効果的な保健事業のあり方の検討等がなされているところでございます。
当広域連合におきましても、今後とも、国の動向をしっかりと把握しつつ、全国後期
高齢者医療広域連合協議会を通じて要望活動を行う等、市町村や関係機関との連携を図
り、被保険者の皆様に信頼され、安心していただける制度運営に努めてまいりますので、
議員の皆様におかれましても、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上
げます。
今定例会では、「職員の育児休業条例及び勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」、
保険料の軽減特例制度の見直しのための「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」、
また、「平成 28 年度一般会計及び特別会計補正予算案」、「平成 29 年度一般会計及び特

別会計予算案」の6議案を提案させていただきます。

それぞれの案件につきましては、後ほど担当者から詳細な説明を申し上げますが、なにとぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。挨拶いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

【議席の指定】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。新たに選出されました2名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、7番南アルプス市選出中込恵子君、21番西桂町選出中村常実君の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番中込恵子君、23番高村富三人君を指名いたします。

【会期について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。21番中村常実君を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました。中村常実君を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました。中村常実君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第5 議案第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第5議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

条例改正の提案理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改

正されたことに伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について、県及び市町村に合わせて条例の改正を行うもので、職員が今まで以上に育児や家族介護を行いやすい環境を整備するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、具体的な内容等につきましては、飯室次長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 次長の飯室です。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合条例等説明書」の1ページをお開ください。

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」条例改正の詳細についてご説明いたします。

要旨につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、1つ目としまして「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」に、育児休業の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。(第2条の2)

再度の育児休業をすることができる特別の事情に関する規定の追加です。(第3条)

部分休業の取得は、育児時間と介護時間を同日に取得する場合合計2時間までとする。(第10条)

2つ目としまして「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に、育児を行う職員の勤務の制限に係る子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。(第8条)

介護を行う職員の超過勤務の免除を加える。(第9条)

休暇の種類に「介護時間」を加える。(第12条)

介護休暇を要介護者1人につき3回を上限として、合計6か月の範囲内で分割で取得できることとする。(第16条)

連続する3年の期間内において、1日2時間まで介護のために勤務しないこと(介護時間)ができることとする。(第16条の2)

施行期日、この条例は、平成29年4月1日から適用する。

続きまして、新旧対照表になります、2ページ、3ページをお開ください。第1条関係の「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第12号の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1)育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合

に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合。

第3条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2)育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

4 ページ、5 ページをお開きください。

第10条中「を承認されている」を「又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「係る時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

6 ページ、7 ページをお開きください。

「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」(第2条関係)の「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び同条第2項中「始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

8 ページ、9 ページをお開きください。

第9条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

10 ページ、11 ページをお開きください。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「支障があるもの」の次に「(以下「要介護者」という。)」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第17条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

12ページをお開ください。

附則、(施行期日) この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置) 第2条の規定による改正前の山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

以上が、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい。

○22番後藤和雄君 22番後藤和雄です。さきほどの議案の説明の中で、議案第1号の説明資料1の1ページ内容の2番ですが、「介護休暇を要介護者1人につき3回を上限として、合計6か月の範囲内で分割で取得できることとする。(第16条)」とありますが、これは具体的にどのようなことでしょうか。また、「連続する3年の期間内において、1日2時間まで介護のために勤務しないこと(介護時間)ができることとする。(第16条の2)」この2点について、具体的にどういうことであるか、よくわかりませんので、質問いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 1点目について、飯室事務局次長お願いいたします。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、ご質問にお答えいたします。職員の勤務時間、休暇の関係で、5日が定められております。5日間で3回を上限とし、合計6か月の範囲で休暇を取ることができることとございます。

●議長(谷垣喜一君) 後藤議員よろしいでしょうか。第1問に関しましては。

○22 番後藤和雄君 つまり、6 か月の間に 5 日間の休暇を取ることができて、介護休暇を 1 人につき 3 回取ることができるという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局次長(飯室隆人君) はい、そうです。よろしく願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) それでは、第 1 問に関しましてはよろしいでしょうか。第 2 問目の連続する 3 年の期間内において、1 日 2 時間まで介護のために勤務しないこと、第 16 条の 2 について。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 3 年の期間内に 1 日 2 時間まで介護のため勤務しない時間を取得できるということで、さきほどの介護休暇 5 日間と同じように特別休暇は後期高齢者医療広域連合の条例に定められておりますので、それに準じて 3 年の期間内に 1 日 2 時間まで取得できるということです。以上です。

●議長(谷垣喜一君) 後藤議員よろしいでしょうか。

○22 番後藤和雄君 ということは、3 年の期間は毎日 2 時間を限度に介護のために、勤務しないことができるということで解釈してよろしいでしょうか。

○事務局次長(飯室隆人君) はい、その通りでございます。

●議長(谷垣喜一君) よろしいでしょうか。

○22 番後藤和雄君 例えばですね、職員の方で介護の方が家庭内にいまして、3 年の期間毎日 2 時間介護のために、勤務しないということになったら、余計な心配かもしれませんが、仕事に穴があくようなことが起きますけど、その点に関してはどうでしょう。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) この条例が地方公務員法の育児休業等に関するところで、国で改正された点でございますので、業務に支障の無いような形をとっていかうと考えています。以上です。

●議長(谷垣喜一君) 質疑が 3 回になりましたので後は、事務局と打ち合わせをお願いいたします。他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) はい、川口君どうぞ。

○12 番川口信子君 説明書の 1 ページの内容の所に「特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。」となっています。この中身がよくわからないので、もう少し説明をしていただきたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 特別養子縁組につきましては戸籍法に定められておまして、監護された 6 か月について追加されたということでございます。あくまで、こちらの方も地方公務員法の改正に基づいての改正という事でございます。

●議長(谷垣喜一君) 川口君よろしいでしょうか。

○12 番川口信子君 養子縁組というのはわかりますけど、特別が付くとどういう状態なのかということと、監護期間中というのは監護されていることで、それはわかりますけど。その所を説明して下さい。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) 川口議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。まず、養子縁組につきましては、普通養子縁組と特別養子縁組という分けがありまして、一般

的に養子縁組と言われているのが、普通養子縁組というものです。特別養子縁組との違いなんですけども、子供の年齢について、普通養子縁組は制限がございませんが、特別養子縁組は6歳未満という制限がございます。また、養育をする条件につきましては、普通養子組は制限がございませんが、特別養子縁組は25歳以上の健康で健全な夫婦が対象になります。親権ですが、普通養子縁組は実親に残ります。特別養子縁組は、法律上実親との関係は断絶されます。戸籍への記載ですが、普通養子縁組は養子養女という表記で、特別養子縁組は長男長女という表記になります。離縁につきまして、普通養子縁組は可能となっておりますが、特別養子縁組は原則不可能となっております。これらの違いがあります。法律上非常に縛りがあるという状況です。

養育里親につきましては、25歳以上65歳未満という範囲がありまして、この範囲であれば里親として子供を養育できます。親権につきましては、実親の戸籍に入ったままですから、養育をする者との戸籍上の親子関係は発生しません。乳児から18歳までの過程を、何とかつないで法的に見てあげるといような内容になっております。

●**議長(谷垣喜一君)** よろしいでしょうか。他にございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員でございます。

よって議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第2号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第6議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 坂本事務局長。

○**事務局長(坂本敏己君)** それでは、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

条例改正の提案理由であります。年々増加する後期高齢者医療費を賄い、制度の持続性を高めるため、若者世代との世代間及び後期高齢者世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担をしていただくため、被保険者均等割額の軽減、所得の少ない者に係る所得割額の軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減につきまして、制度の見直しが行われたため、条例を改正するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、具体的な内容等につきましては、鈴木業務課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 鈴木業務課長。

○**業務課長(鈴木亨君)** 業務課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。条例改正の詳細について、ご説明いたします。

資料1「条例等説明書」の13ページをお願いいたします。

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改

正する条例の制定について」要旨につきましては、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直すものであります。

改正内容につきましては、1つ目としまして、被保険者均等割額の軽減について、所得の低い被保険者に対する被保険者均等割額の軽減については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとし、それまでの間は継続する。

2つ目としまして、所得割額の軽減について、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対する所得割額の5割軽減措置について、平成29年度分の保険料算定に当たっては、所得割額を2割軽減とする。また、平成30年度以後の年度分の保険料算定に当たっては、所得割額の軽減措置は廃止とする。

3つ目としまして、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減について、平成29年度分の保険料の算定に当たっては、被保険者均等割額を7割軽減とする。平成30年度分の保険料の算定に当たっては、被保険者均等割額を5割軽減とする。平成31年度以後の年度分の保険料の算定に当たっては、資格取得後2年を経過するまでの間に限り、被保険者均等割額を5割軽減する。

施行期日ですが、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

続きまして、新旧対照表になります。14ページ、15ページをお開きください

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

16ページ、17ページをお開きください。

第13条中「、また」を削る。

第13条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

第13条第2項を削り、第3項を第2項とし、「前2項」を「前項」に改める。

18ページ、19ページをお開きください。

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附則第4条から次の20ページから24ページの第13条までを削る。

附則第14条の見出し中「平成22年度から平成25年度まで」を「平成28年度及び平成29年度」に改め、同条中「平成22年度から平成25年度まで」を「平成28年度及び平成29年度」に改め、「第13条又は第14条」の次に「に規定する基準に従い」を加え、25ページをご覧ください。

「第13条若しくは第14条又は附則第15条、附則第16条、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第21条若しくは附則第22条」を「平成28年度においては第13条若しくは第14条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第13条若しくは第14条又は附則第5条、第7条、若しくは第8条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」に改める。

26ページから29ページをお開きください。

附則第15条から第23条までを削る。

附則第24条の見出し中「平成26年度以降の各年度」を「平成29年度」に改め、同条中「当分の間、平成26年度以降の各年度」を「平成28年度」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第25条を附則第5条とし、次に次の5条を加える。

(平成 28 年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第 6 条 平成 28 年度における基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に 10 分の 5 を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 項 前項の規定により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成 29 年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

30 ページ、31 ページをお開きください。

第 7 条 平成 29 年度における基礎控除後の総所得額等が 58 万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に 10 分の 2 を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 項 前項の規定により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成 29 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第 8 条 平成 29 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第 14 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「被保険者(前条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 2 号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第 52 条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者(前条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 2 号の規定による減額されない被保険者に限る。)」と、「10 分の 5」とあるのは「10 分の 7」とする。

(平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 9 条 平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定について第 11 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 13 条又は第 14 条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成 30 年度においては第 13 条若しくは第 14 条又は附則第 5 条若しくは第 10 条に規定する基準に従い、平成 31 年度においては第 13 条若しくは第 14 条又は附則第 5 条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは、「あつては、それぞれ」とする。

(平成 30 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第 10 条 平成 30 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第 14 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「限る。）」について法第 52 条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、該当被扶養者であった被保険者」とあるのは「限る。）」とする。

附則、(施行期日)この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)この条例による改正後の山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

以上が、議案第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 2 号の質疑を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手多数でございます。よって「議案第 2 号」は原案のとおり可決することに決定致しました。

ここで、暫時休憩いたします。午後 3 時 45 分から再開と致します。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 3 時 45 分

【日程第 7 議案第 3 号】

●議長(谷垣喜一君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に、日程第 7 議案第 3 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、議案第 3 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の 9 ページをご覧ください。

予算の総額は歳入歳出とも補正前と変更はございませんが、歳出の款項の区分ごとの金額についてのみ、組み替えの補正をするものであります。

10 ページをご覧ください。

歳出の組み替えの内容であります。2 款「総務費」1 項「総務管理費」の公会計システム導入に係る費用 388 万円を減額する一方で、3 款「民生費」1 項「社会福祉費」に 230 万 1 千円を増額し、特別会計へ繰り出すとともに、4 款「諸支出金」1 項「基金費」の「財政調整基金費積立金」を 157 万 9 千円増額するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、飯室次長から説明させていただきます、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) 詳細であります。別冊 資料 2、予算説明書 2 ページからの「補正予算事項別明細書」により説明いたします。

歳入、歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ増額、減額せず、歳出予算の組み替えを行うものであります。歳出についてご説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」13 節「委託料」の公会計システム導入に係る費用の 388 万円の減額であります。内容につきましては、財務会計システムとの連携構築により導入費用が削減されたものであります。

3 款「民生費」1 項「社会福祉費」1 目「老人福祉費」に 230 万 1 千円は特別会計への「繰出金」であります。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」の「積立金」157 万 9 千円を増額し、2,315 万 7 千円の積立てとするものであります。

以上が、平成 28 年度一般会計補正予算(第 2 号)の詳細であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 3 号の質疑を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求

めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員でございます。よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第4号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第8議案第4号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 坂本事務局長。

○**事務局長(坂本敏己君)** それでは、議案第4号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の11ページをご覧ください。

本補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ363万8千円を減額し、それぞれ989億3,948万2千円とするものでございます。

12ページをご覧ください。

歳入の主な内容であります。市町村負担金におきましては、保険料軽減措置制度による保険基盤安定負担金の減額であります。

次の「国庫負担金」におきましては、療養給付費負担金と高額医療費負担金不足分の相殺による減額であります。

次の「国庫補助金」におきましては、人間ドッグ事業等への調整交付金の増額及びマイナンバー制度の情報連携に係る工事及び情報保護のための、備品購入による増額であります。

次の「一般会計繰入金」におきましては、ジェネリック差額通知書の増加及びレセプト点検件数の増加による増額であります。

次の「基金繰入金」におきましては、歳入において基盤安定負担金の確定による療養給付費不足による増額であります。

13ページをご覧ください。

次に、歳出の主な内容であります。「総務管理費」におきましては、国保連への業務委託及びレセプト件数の増、マイナンバー制度の円滑な運用のための増額であります。

次に「療養諸費」におきましては、本年度の実績見込みによる、療養給付費及び訪問看護療養費の減額であります。

次に「高額療養諸費」におきましては、実績の見込みによる、「療養諸費」の減額分を増額であります。

次に「特別高額医療費共同事業拠出金」におきましては、拠出金の年度末までの実績見込みによる増額であります。

次に「健康保持増進事業費」におきましては、調整交付金の追加交付による増額であります。

次に「償還金及び還付加算金」におきましては、国に返還する療養給付費負担金と高額医療費負担金不足分の相殺による減額であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、鈴木業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 鈴木業務課長。

○**業務課長(鈴木享君)** それでは、詳細につきまして、別冊の資料2、予算説明書の補

正予算事項別明細書で説明させていただきます。予算説明書の5ページからが特別会計の補正予算になります。6ページは歳入、7ページが歳出の総括表であります。初めに、歳入から説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず、1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」3目「保険基盤安定負担金」5,239万円の減額は、保険料軽減額が見込みより減少したため、保険料軽減分を補てんする負担金が減額となったものであります。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」2目「高額医療費負担金」2,978万9千円の減額は、国に返還する療養給付費負担金と高額医療費負担金不足分が相殺されるため減額となります。

2項「国庫補助金」1目「調整交付金」1,698万7千円の増額は、各市町村で実施する人間ドック事業の実績と見込みによる増額であります。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」3節「特別高額医療費共同事業補助金」の312万8千円の増額は、著しく高額な医療給付による財政圧迫を緩和するための共同事業に対して払われる、国庫補助金の増額分であります。

10目「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」6万3千円の増額は、情報連携に必要な工事及び情報保護のための備品購入による増額となります。

7款「繰入金」1項「一般会計繰入金」1目「一般会計繰入金」230万1千円の増額は、レセプト点検件数の増加に伴う委託料の増額分であります。

2項「基金繰入金」2目「後期高齢者医療給付基金繰入金」5,606万2千円の増額は、保険基盤安定負担金の確定による療養給付費不足のため増額となります。

次に、歳出であります。9ページをご覧ください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は236万4千円の増額補正であります。内訳ですが、13節「委託料」が国保連への業務委託及びレセプト点検等の委託件数増により229万、15節「工事請負費」が社会保障・税番号制度の情報連携のための回線工事で4千円、18節「備品購入費」で同税番号制度の情報保護に対応する備品購入のため7万円となります。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」の1億4千万円の減額は、2目「訪問看護療養費」5目「審査支払手数料」及び2項1目「高額療養費」に充当するためであります。

2目「訪問看護療養費」の1,500万、5目「審査支払手数料」500万及び2項1目「高額療養費」1億2千万円は、実績と見込から生じる不足額を1目「療養給付費」から充当するものであります。

11ページをご覧ください。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」680万円の増額は、1件400万円を超える著しく高額な医療費を全国の広域連合で負担するための事業への拠出金ですが、今年度末までの見込みによる増額であります。

12ページをご覧ください。

5款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」2目「その他健康保持増進費」1,698万7千円の増額は、調整交付金の追加交付による増額であります。

8款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」2,978万9千円の減額は、国に返還する療養給付費負担金と高額医療費負担金不足分が相殺されるため減額となります。

以上が、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の内容であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第4号の質疑

を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって「議案第4号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第5号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第9議案第5号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、議案第5号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。

平成29年度の一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億7,938万2千円であり、前年度と比較して693万7千円の増額となっております。一般会計は、歳入として構成市町村から負担金を受け入れ、議会に係る費用や広域連合の事務に要する費用及び特別会計の事務費に充てる繰入金等の歳入に、これを充当する内容となっております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、飯室次長から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、平成29年度一般会計当初予算の詳細について説明いたします。別冊資料2 予算説明書の13ページからの事項別明細書に基づきまして説明いたします。

初めに、歳入であります。16ページをお願いいたします。

1款「分担金及び負担金」4億7,252万円9千円は、事務費共通経費としまして、構成27市町村から4億7,162万円及び標準システムの追加設備分として9市町村から90万円9千円。この事務費共通経費負担金の算出方法であります。広域連合規約の規定によりまして、均等割りと、市町村の人口を按分し、年4回に分けて納付していただきます。

4款「財産収入」7千円は、事務費負担金を積立てる財政調整基金の預金利子であります。

5款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財産調整基金繰入金」6,825千円は内部情報システム導入・構築委託のための基金取り崩しであります。

6款「繰越金」であります。収入額が未定のため科目設定となっております。

7款「諸収入」であります。預金利子等2万円となっております。歳入につきましては、以上であります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。17ページをお願いいたします。

なお、表の右の説明欄には、主な内容が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。

1款「議会費」125万8千円の、主な支出見込みであります。定例会2回、臨時会1回の開催を予定しております。これに伴う議員27名の報酬84万円及び費用弁償25

万9千円であります。

2款「総務費」は、1億7,140万8千円を見込んでおります。主な支出予定であります。3節「職員手当等」648万2千円は、派遣職員20名の通勤手当に460万8千円、時間外勤務手当に164万6千円を見込んでおります。

18ページをお願いします。

11節「需用費」180万5千円は、追録等の消耗品に76万円、光熱水費に82万8千円等であります。

12節「役務費」67万6千円は、郵送料等の通信運搬費に38万3千円、レセプトの廃棄料等の手数料に22万9千円等であります。

13節「委託料」1,320万4千円の主な支出予定は、財務会計システム及びグループウェア委託料に1,159万5千円、条例等整備委託料に115万6千円を見込んでおります。

14節「使用料及び賃借料」1,184万6千円の主な支出予定であります。財務会計システム及びグループウェア総合行政ネットワーク接続料等の使用料に176万7千円、事務所及び書類保管用の倉庫等の借りに554万2千円、公用車2台の車両借上げに54万2千円、内部情報系パソコンの借上げ及びシステムのリース料に392万1千円を見込んでおります。

18節「備品購入費」は庁用器具費としてシュレッダーの購入等に37万7千円あります。

19節「負担金補助及び交付金」1億3,606万6千円の、主な支出予定は、派遣職員20名分の給与等を派遣元市町村に、負担金として1億3,600万9千円を見込んでおります。

2款1項2目「公平委員会費」3万円は、委員3名の報酬及び費用弁償であります。

2款2項1目「選挙管理委員会費」4万1千円は、委員4名の報酬及び費用弁償であります。

2款3項1目「監査委員費」33万5千円は、委員2名による月例監査等に係る、報酬及び費用弁償であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」3億570万8千円は、特別会計への繰出し金であります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」8千円は、基金の預金利子を見込んでおります。

5款「予備費」につきましては、100万円計上しております。

以上が、平成29年度一般会計予算の詳細であります。ご審議のほどよろしく願います。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第5号の質疑を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって「議案第5号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第6号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第10議案第6号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題と致します。事務局より、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、議案第6号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。

平成29年度の特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ993億6,870万2千円であり、前年度と比較して20億6,452万3千円の増額となっております。特別会計につきましては、被保険者からの保険料、国、県、市町村からの負担金及び支払基金からの支援金等を財源として、医療給付を主に行っております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、鈴木業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) それでは、平成29年度特別会計予算の詳細につきまして、資料2の予算説明書で説明させていただきます。特別会計は、医療の給付に関する収支が対象になります。25ページからが特別会計の事項別明細書になります。26ページが歳入、27ページが歳出の総括表になります。

次の28ページをご覧ください。初めに、歳入から説明いたします。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、合計で166億9,308万8千円で、被保険者数、一人当たり医療給付費の増加により、前年度より約5.4%の伸びとなっております。

1目「保険料等負担金」67億5,578万3千円は、市町村で徴収した保険料を負担金として広域連合に納付するもので、被保険者数の増加により、前年度に比べ6億6,776万3千円の増額となっております。

2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」78億3,055万3千円は、負担対象額の12分の1相当額の定率負担分であります。

3目「保険基盤安定負担金」21億675万1千円は、7割、5割、2割軽減の保険料軽減相当額の補てんのための負担金であります。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」234億9,166万1千円は、負担対象額の12分の3相当額となる国の定率負担分であります。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」3億7千万5千円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費への負担金であり、負担対象額の4分の1が交付されます。

29ページをご覧ください。

2項「国庫補助金」1目「調整交付金」88億7,561万円は、負担対象額の12分の1が交付され、内訳は普通調整交付金88億3,067万4千円と、人間ドック助成事業等に充てるための特別調整交付金4,493万6千円であります。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」5,554万4千円は、国からの事業費補助であります。

1節「健康診査事業補助金」4,191万8千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して基準額の3分の1以内で補助されます。

2節「医療費適正化等推進事業補助金」508万円は、医療費適正化及び収納対策事業に対する補助金であり、事業費の2分の1が補助されます。

3節「特別高額医療費共同事業補助金」854万6千円は、400万円を超える著しく高額なレセプトのうち、200万円を超える部分について全国の広域連合が共同で負担する事業に対し、当広域連合の拠出金に対する補助金が交付されるものであります。

3目「円滑運営臨時特例交付金」6億8,074万9千円は、保険料軽減分の補てんとして交付されるものであります。

4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」は、東日本大震災に係る保険料及び一部負担金の減免に伴う補助金について、科目設定するものであります。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」78億3,055万3千円は、負担対象額の12分の1相当額となる県の定率負担分であります。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」3億7千万5千円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費への負担金であり、国と同様、負担総額の4分の1が交付されます。

30ページをご覧ください。

2項「財政安定化基金支出金」1目「財政安定化基金交付金」は、保険料が予定収納率を下回ったり、あるいは給付費が見込みを上回る場合の財源不足に対応するための基金からの交付金であります。科目設定するものであります。

3項「県補助金」1目「後期高齢者医療保健事業補助金」4,191万8千円は、市町村が実施する健診費用への県の補助金であり、国と同様、基準額の3分の1の補助を予定しております。

4款1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」403億7,088万円は、若者世代からの支援金であり、療養の給付等に要する費用全体の約4割に当たる金額が交付されるものであります。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」1,100万円は、1件400万円を超える著しく高額なレセプトに対する国保中央会からの交付金であります。

6款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」9万8千円は、特別会計で管理する医療給付基金で生じる利子分であります。

31ページをご覧ください。

7款「繰入金」1項「一般会計繰入金」1目「一般会計繰入金」3億570万8千円は、各市町村からの事務費負担金であります。

2項「基金繰入金」2目「後期高齢者医療給付基金繰入金」1億6,144万5千円は、保険給付費の不足額を、過年度における保険料の剰余金を積立てた基金を取り崩し、繰入れるものであります。

8款「繰越金」は、前年度からの繰越金であります。金額が確定していないため、科目設定するものであります。

9款「県財政安定化基金借入金」は、保険料の未納、給付費の増加等による財源不足に対する無利子の貸付けですが、科目設定であります。

10款「諸収入」1項「延滞金、加算金及び過料」のうち、1目「延滞金」、2目「過料」及び3目「加算金」は、いずれも科目設定であります。

2項「預金利子」1目「預金利子」は、62万4千円を計上しております。

32ページをご覧ください。

3項「雑入」1目「第三者納付金」1億円は、第三者行為に係る医療給付費の損害賠償金であります。

2目「返納金」900万円及び2節「過年度分」80万円は、所得更正等による医療給付費の返納金であります。

3目「雑入」は、科目設定であります。

以上が歳入であります。次に、歳出の説明をさせていただきます。

33ページをご覧ください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、3億1,372万4千円で、前年度より1,222万6千円の増額、率にして約4.1%の増であります。主な内容であり

ますが、1 節「報酬」、3 節「職員手当等」、4 節「共済費」及び 7 節「賃金」は、いずれも嘱託職員及び臨時職員に係る人件費であります。

8 節「報償費」は、懇話会委員の報償金で 3 回の開催を予定しております。また、市町村の担当職員を対象とした、保険料収納対策研修講師謝礼等として 13 万 5 千円を計上いたしました。

9 節「旅費」は、懇話会開催時の費用弁償と職員の普通旅費であります。

11 節「需用費」は、事務用消耗品、医療費通知用の圧着はがきの印刷等の経費であります。

12 節「役務費」は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、制度周知の広告料及びレセプトに係る各種手数料等であります。

34 ページをご覧ください。

13 節「委託料」は、標準システムに係る委託料、レセプトの資格確認等に係る国保連への委託料、レセプトの点検委託料等、説明欄に記載のとおりであります。

14 節「使用料及び賃借料」は、マイクロソフトライセンス使用料と懇話会等の会場借り上げ料及び標準システムの広域連合分及び市町村分に係るリース料であります。

16 節「原材料費」は、啓発物品のレンピ試作材料費であります。

18 節「備品購入費」99 万 4 千円は、標準システムへのセキュリティ更新に関わるソフトウェア購入費であります。

19 節「負担金、補助及び交付金」は、保険者協議会への負担金及び社会保障・税番号制度の実施にあたり、他の個人番号利用事務者との間で、個人情報に関する情報連携のための必要経費負担金等であります。

2 款「保険給付費」1 項「療養諸費」のうち、1 目「療養給付費」928 億 8,076 万 5 千円は、通常の医療給付であります。前年度より 18 億 8,991 万円増加となっております。

35 ページをご覧ください。

2 目「訪問看護療養費」3 億 4,100 万円は、居宅で医師の指示により、看護師等から療養上の世話を受けたときの費用であります。

3 目「特別療養費」10 万円は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要した療養給付費等であります。

36 ページをご覧ください。

4 目「移送費」200 万円は、医師の指示により、病院等に一時的、緊急的に移送されたときの移送費用であります。

5 目「審査支払手数料」2 億 6,325 万円は、国保連合会に委託している療養給付費に係る審査支払の費用であり、対象となるレセプトは、351 万件を見込んでおります。

6 目「療養費」11 億 489 万 8 千円は、補装具、柔道整復等の費用であります。

37 ページをご覧ください。

2 項「高額療養諸費」1 目「高額療養費」38 億 2 千万円は、窓口で支払う自己負担額が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた方に支給するものであります。

2 目「高額介護合算療養費」1 億円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払う自己負担分の 1 年間の合計額が一定の限度額を超えた方について支給するものであります。

38 ページをご覧ください。3 項「その他医療給付費」1 目「葬祭費」は、被保険者の死亡に対して葬祭を行う方に 5 万円を支給するもので、7,545 件を見込んでおります。

4 款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、400 万円を超える著しく高額なレセプトが対象となり、200 万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための拠出金であります。

過去の実績から、1目「共同事業拠出金」に1,850万円、2目「事務費」への拠出金に8万円を見込んでおります。

5款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」8,383万6千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して、国と県の補助を受けて、交付する補助金であります。

2目「その他健康保持増進費」4千万円は、広域連合が実施する健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村が実施する人間ドック事業等の健康づくり事業への補助金であります。

39ページをご覧ください。

6款「基金積立金」1項「基金積立金」2目「後期高齢者医療給付基金積立金」は、基金の利息9万8千円を計上しております。これは、平成28年度の剰余金が不確定のため、利息分のみの計上であります。

7款「公債費」100万円は、資金運用上一時借入れをした場合の利子を計上したものであります。

8款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」1目「保険料還付金」2千万円は、保険料の賦課更正等による還付金であります。

2目「償還金」は、療養給付費等に係る市町村や国等への返還金の科目設定で、3目「還付加算金」20万円は、保険料の還付に対する加算金であります。

40ページをご覧ください。

9款「予備費」は、前年度と同様、200万円を計上しております。

以上が平成29年度特別会計予算の内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 川口議員。

○12番川口信子君 予算説明書の34ページですけど、療養給付費が前年度に比べると、約18億円多く組んであるということで、この中身についてどのような予測で18億円増加の予算になっているのか。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) それでは、ご質問にお答えいたします。過去5年間の給付費の実績から、平均伸び率を算出したしまして試算した結果、平成28年度より1人当たりの医療給付費が、1.54%増える想定いたしました。また、住基データを基に集計し、被保険者数の増加は年間約2,700人と想定し、おおよそ1.78%増えると試算した結果が、保険給付費の増加につながった要因でありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

●議長(谷垣喜一君) 川口議員、よろしいでしょうか。

○12番川口信子君 病名ということではないのですね、病気の種類とか。

それから、35ページの特別療養費のところ、「被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要した療養給付費等」となっておりますが、資格証明書を交付されている方は、何人ぐらい、いらっしゃるのか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) ご質問にお答えいたします。資格証明書をお出ししている方は、現在0人でございます。以上です。

- 議長(谷垣喜一君) 川口議員、よろしいでしょうか。
- 12番川口信子君 0人だけれども、一応予算計上しているということですね。39ページの基金積立金についてですけど、現在高は今のどのような状況ですか。
- 『「はい、議長」と呼ぶ者あり』
- 議長(谷垣喜一君) 会計管理者。
- 会計管理者(渡辺小一君) 会計管理者の渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。1月現在、給付基金の残高ですけど、18億800万円ほどございます。以上です。
- 議長(谷垣喜一君) 川口議員、よろしいでしょうか。他にございますか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。
- お諮りいたします。議案第6号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。
- 議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって「議案第6号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

- 議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願ひしたいと思います。これにご異議ございませんか。
- 『「異議なし」の声』
- 議長(谷垣喜一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【広域連合長退任あいさつ】

- 議長(谷垣喜一君) 以上を持ちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。
- ここで、内藤広域連合長から、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
- 『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(谷垣喜一君) 内藤広域連合長。
- 広域連合長(内藤久夫君) 議員の皆様におかれましては、慎重な審議をいただきありがとうございました。議長より発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。
- 私事で大変恐縮ではございますが、広域連合長という大役を仰せつかり、2年が経過いたしました。ここを一つの区切りと考え、本年3月31日を持ちまして、広域連合長の職を辞することといたしました。
- 就任以来、皆様には、ご厚情とご支援を賜り、お陰様をもちまして職責を遂行し得ましたことを心より御礼申し上げます。誠に、ありがとうございました。

【閉会】

- 議長(谷垣喜一君) これで本日の日程は、全て終了しました。
- ここで、閉会に当たり一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。
- 以上をもちまして、平成29年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

○事務局(金子智奈美君) ご起立下さい。相互に礼。

閉会 午後 4 時 35 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 _____ 谷 垣 喜 一 _____

署名議員 _____ 中 込 恵 子 _____

署名議員 _____ 高 村 富 三 人 _____